

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
下秋里・円光寺地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 7 月 24 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 2 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
宝蔵寺地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 12 月 1 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個人 1 経営体
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体へ集積を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
山脇地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 12 月 27 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
仁方地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 12 月 28 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
島脇地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 12 月 28 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農 1 経営体
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
門脇地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 12 月 27 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迩 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
志文地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 8 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農（法人） 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
安川地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 9 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 2 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迩 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
土井地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 10 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農 1 経営体
個人 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
また、土井営農組合を中心に、レンゲ、そばのブロックローテーションを行っている。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
西徳久地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 12 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農（法人） 1 経営体
個人 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
・担い手は十分確保されている
・担い手はいるが十分ではない
・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
大坪地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 15 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個人 1 経営体
集落営農 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
・担い手は十分確保されている
・担い手はいるが十分ではない
・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
坂田地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 15 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個人 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迩 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
下三河地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 18 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迩 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
吉福地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 18 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 2 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
櫛田南地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 22 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農（法人） 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
久保地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 22 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農 1 経営体
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
・担い手は十分確保されている
・担い手はいるが十分ではない
・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迺 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
福澤地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 29 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 2 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迩 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
平松地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 1 月 30 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個人 2 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迩 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
横坂地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 2 月 7 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農 1 経営体
認定新規就農者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
漆野地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 2 月 8 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農 2 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



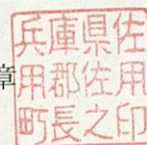
記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
西新宿地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 2 月 8 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
経営体は、繁殖和牛に取り組み、牛舎を増築するなどして規模を拡大する。また、中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迺 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
真盛地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 2 月 25 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
集落営農 2 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
・担い手は十分確保されている
 担い手はいるが十分ではない
・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迩 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
東徳久地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 2 月 26 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個人 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況

・担い手は十分確保されている
・担い手はあるが十分ではない
・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体へ集積を図る。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づ
く農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 道 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
如来田地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 2 月 26 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
・担い手は十分確保されている
・担い手はいるが十分ではない
・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による
地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
米田地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 2 月 26 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 迩 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
口金近地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 1 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 道 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
本位田乙地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 8 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
認定農業者 1 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
 - ・担い手は十分確保されている
 - ・担い手はいるが十分ではない
 - ・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議の結果をとりまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 30 日

佐用町長 庵 途 典 章



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
大願寺・円応寺地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 30 年 3 月 13 日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
○経営体数
個人 2 経営体
- 4 地域における担い手の確保状況
・担い手は十分確保されている
・担い手はいるが十分ではない
・担い手はいない
- 5 当該区域における農業の将来のあり方
中心的となる経営体への農地集積を中心とした作業効率・作業コストの低減による地域農業の維持・発展を図る。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
農地中間管理事業は活用しない。